

## 函館地区バスケットボール協会委員会及び部会設置規程

第1条 この規程は、函館地区バスケットボール協会規約第17条第1項及び第18条第1項に基づき、函館地区バスケットボール協会（以下「協会」という）の業務を円滑に処理するため、委員会並びに部会の設置等必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 各委員会の業務は次に掲げるものとする。

### 2 総務委員会

- (1) 各委員会との連絡調整に関する事
- (2) 各競技団体及び地区バスケットボール協会との連絡調整に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) 大会の運営の総括に関する事
- (6) 代表者会議及び開閉会式に関する事
- (7) その他、他の委員会に属しない事項に関する事

### 3 競技会委員会

- (1) 大会の年間スケジュールの立案及び調整に関する事
- (2) 大会会場の確保及び運営に関する事
- (3) 大会要項の作成に関する事
- (4) 大会の組合せ及び抽選に関する事
- (5) 大会の試合進行に関する事
- (6) 大会の記録整理及び保管に関する事

### 4 強化育成委員会

- (1) 技術の向上及び強化の計画に関する事
- (2) U-12/U-15/U-18の指導及び育成に関する事
- (3) 講習会等の企画及び運営に関する事
- (4) 競技の普及に関する事
- (5) 大会ベスト5、年間優選手等の選考に関する事

### 5 審判委員会

- (1) 競技会の審判に関する事
- (2) 審判員の養成に関する事
- (3) 審判講習会及び研修会の企画並びに運営に関する事
- (4) 審判講習会及び一般財団法人北海道バスケットボール協会（以下「HBA」）が主催又は後援する大会への審判員の派遣に関する事
- (5) オフィシャルの養成に関する事
- (6) 公認審判員の手続きに関する事

### 6 広報委員会

- (1) 行事及び各種大会の情報宣伝に関する事
- (2) 大会の報道に関する事
- (3) 協会機関誌の発行に関する事

- (4) 報道機関との連絡調整に関する事
- (5) ホームページ並びに大会結果の発信に関する事

第3条 各部会の業務は次に掲げるものとする。

#### 2 U-12部会

- (1) U12関連の大会の運営に関する事
- (2) U12の育成に関する事
- (3) HBAU12部会との連絡調整に関する事

#### 3 U-15部会

- (1) U15関連の大会の運営に関する事
- (2) U15の強化及び育成に関する事
- (3) 中体連との連携に関する事
- (4) U18との連携に関する事
- (5) HBAU15部会との連絡調整に関する事

#### 4 U-18部会

- (1) U18関連の大会の運営に関する事
- (2) U18の強化及び育成に関する事
- (3) 高体連との連携に関する事
- (4) U15との連携に関する事
- (5) HBAU18部会との連絡調整に関する事

#### 5 社会人部会

- (1) 社会人が出場する大会の運営に関する事
- (2) HBA社会人部会との連絡調整に関する事

第4条 委員会に委員長、部会に部会長各1名を置く。

- 2 委員会に副委員長若干名を置くことができる。
- 3 各委員会及び部会に、必要に応じて委員を置くことができる。
- 4 委員長は、常任理事の互選によって選出し、会長が委嘱する。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。
- 6 部会長は、各部会で選出し、会長が委嘱する。

第5条 委員長及び部会長は、評議員会において次に掲げる事項を報告し、又は提案し、承認若しくは議決を得なければならない。ただし、委員長又は部会長が当該評議員会に出席できない場合は、委員長が指名する副委員長、部会長が指名する総務代表がその職務を代行する。

- (1) 前年度事業報告
- (2) 当該年度事業計画

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年4月17日から施行する。